

平成30年北海道胆振東部地震に関する
緊 急 要 望 書

平成30年10月

全 国 町 村 会

北 海 道 町 村 会

平成30年北海道胆振東部地震に関する緊急要望

9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」は、道央圏を中心として各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、北海道全域での停電（ブラックアウト）によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

現在、被災町村では、応急対策の実施をはじめとした早期復旧に全力を挙げるとともに、住民生活の一日も早い安定に向け、国や道などと緊密な連携を図りながら、災害対策に総力を挙げて取り組んでおります。

こうした中、9月28日、激甚災害の指定が閣議決定されました。迅速なご対応に心より厚くお礼申し上げます。

被災町村においては、今後、本格的な災害復旧に向けた取り組みが一層進められますが、町村会としても、被災者支援の円滑な実施とともに、基幹産業である農林水産業や地域のくらしを支える中小企業などの経済活動を速やかに回復させ、北海道の強みである食や観光が一日も早く本来の活気ある姿を取り戻すことができるよう、引き続き、被災町村と一体となり積極的に対応していく考えであります。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧のためには、被災町村の意見を十分踏まえた国の支援が不可欠であるとともに、北海道全域に甚大な被害をもたらしたブラックアウトを二度と繰り返すことのないよう、次のとおり要望します。

1 被災地等の復旧・復興支援について

- (1) 河川や道路、港湾、漁港をはじめとする公共土木施設、水道施設、林地や農地・農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧に向け、十分な支援措置を講じること。

なお、災害対策関連事業の実施にあたっては、被災地の実態などを踏まえた柔軟な対応を図ること。

- (2) 家屋の解体・撤去費用について、熊本地震と同様に、大規模半壊、半壊の家屋も災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

また、農地等に堆積している大量の土砂や倒木、倒壊した家屋などの撤去に対する支援制度を創設すること。

- (3) 基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復とともに、被災した農林漁業者の経営安定に向け、十分な支援措置を講じること。
- (4) 被災企業等における工場・事業所の修繕、設備の修理、買換えなどを対象としたグループ補助金を適用・拡充するなど、被災した中小企業等の経営安定に向け、十分な支援措置を講じること。
- (5) 宿泊客数の落ち込みにより、観光産業に極めて大きな影響が生じていることから、正確な情報を発信するなど風評被害を払拭するとともに、観光需要の回復に向け、十分な支援措置を講じること。

2 災害時における万全な電力の供給体制の確立について

- (1) 発電所停止による大規模停電を避けるため、北本連系設備のさらなる増強を行うとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電線等の電力基盤の強化を図ること。
- (2) 災害時に各地域の自立型電源となり得る、「エネルギーの地産地消」を促進するため、再生可能エネルギーの系統への受け入れを拡大するとともに、安定した電力を供給できる蓄電機能の普及拡大を図ること。

3 復旧・復興に対する十分な地方財政措置

応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講じること。

平成30年10月12日

全国町村会長 荒木 泰臣



北海道町村会長 棚野 孝夫

